

## 資料2-3 施設の利用料金と使用料

## 利用料金と使用料

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例	<p>(利用料金) 第12条</p> <p>3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>
木更津市健康増進センターの設置及び管理に関する条例	<p>(利用料金) 第13条</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>
木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	<p>(利用料金) 第16条</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>
木更津市民会館の設置及び管理に関する条例	<p>(利用料金) 第16条</p> <p>2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>
木更津市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例	<p>(利用料金) 第13条</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする</p>
木更津市立公民館設置及び管理運営条例	<p>(使用の許可及び使用料等) 第9条</p> <p>公民館を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表第1から別表第15までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。</p>
木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例	<p>(使用料) 第15条</p> <p>使用者は、別表第1から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>
木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例	<p>(使用料) 第15条</p> <p>会館を使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める福祉団体等が使用する場合の使用料は、無料とする。</p>

